

就任にあたって

中小企業金融公庫 盛岡支店
支店長 長島 正之



今年の3月下旬に東京から着任しました。日本経済、なかでも岩手県経済が大きな変化の時期にある中で重責であります。どうかよろしくお願いたします。

実は、盛岡支店勤務は2回目となります。前は、昭和61年3月から平成元年8月までの約3年半、支店の一番若い地区担当者として、県央～沿岸～県南部にかけて様々な資金ニーズや経営課題の対応に走り回っていました。また、私生活でも新婚であったため、公私とも非常に思い出深い支店です。今回、ご縁があり再びこの地で仕事が出来、大変嬉しく思っています。

着任して、支店職員に次のような話をしています。

ともかく地域を知り、そのための努力を惜しまないで欲しい。私たちはいわゆる転勤族であり、残念ながら概ね3年で次の勤務地に異動してしまう。それゆえ、県内にお住まいの方以上に、お客様のことは勿論、各地域の歴史、産業、人のつながり、気候、食材等を知り、信頼を得る必要がある。そのうえで、全国の様々な中小企業に関する経営情報を持っている私たちのメリットを活用し、長期・固定金利の資金供給を軸に岩手県の中小企業のために貢献したい。現地に出向き経営者の皆様と資金調達を軸とした対話をして欲しい。

このことを自分自身も含め、しっかりやっつけていこうと思います。

さて、平成19年5月18日、「株式会社日本政策金融公庫法」が成立しました。これにより、平成20年10月1日に中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）は統合し、株式会社日本政策金融公庫（以下、「新公庫」といいます。）となります。組織形態は株式会社ですが、引き続き国が100%出資するものとされ、まさに国の政策を実施する政策金融機関として明確に位置づけられました。

中小公庫は、創設以来「中小企業を育てる公庫」であることを常に目指し、中小企業専門の政策金融機関として、民間金融機関を補完し、中小企業の皆様の行う事業の振興に必要な資金を融資、証券化支援、信用保険の多様な手法により供給してきました。こうした役割は、新公庫においても変わることなく、大きな柱の一つとなります。新公庫は、ご利用いただく中小企業の皆様にとって、今まで以上に利便性が維持・向上するものでなくてはなりません。今後、万全の態勢で平成20年10月の設立を迎えられるよう関係者一体となって最善の努力を行っていききたいと思います。

平成 19 年 度 専 門 委 員 会 を 開 催

本会では、5月14日(月)同15日(火)岩手県水産会館5階会議室において専門委員会を開催した。

この委員会は、中小企業組織化支援事業の推進を図り、本会の更なる政策提言機能強化を図るため平成15年度から設置したもので、中小企業団体岩手県大会、中小企業団体全国大会等に対し、種々の政策提言を行うこととしている。本会役員(理事30名、監事5名)を地域活力強化委員会(商業関係者)と産業活性化委員会(工業関係者)の委員に委嘱し、(14日に産業活性化委員会、同15日に地域活力強化委員会)提出議案について協議を行った。6月に開催する、組合代表者との地区別懇談会での意見要望を拝聴後、提出議案をとりまとめる。

専 門 委 員 会 提 出 議 案**1. 景気・格差対策**

わが国経済が持続的に発展するためには、「地域・中小企業の活力なくして国の活力なし」という基本的スタンスに立ち、地域再生や中小企業の活力強化を優先課題として、国と地方の税源配分の見直しによる税収格差の是正や中小企業の底上げ戦略等に重点を置いた景気・格差対策を速やかに実施すること。(継続要望)

2. 中小企業対策、中小企業連携組織対策

- (1) 国は、中小企業の経営革新や地域資源を活用した事業をはじめ、中小企業を積極的に支援していくための諸施策を大幅に拡充・強化すべきである。
加えて、施策の活用を促し実効を挙げていくためには、中小企業組合等の連携組織を通じた支援が重要であり、この連携組織を支援・指導する中小企業団体中央会の事業費及び指導体制の維持に係る予算措置が確実に実行されるよう、国から各都道府県に対して強く働きかけること。(継続要望)
- (2) 全国中央会を窓口とした組合等への補助金については、組合等に対する支援のスピードアップやサービスの質向上を踏まえ、各都道府県中央会を窓口とする取扱いに戻すこと。

3. 社会保障制度改革

収益とは無関係に企業に負担を課し、企業活力や雇用面で大きな影響を与える、パートタイム労働者等短時間労働者への厚生年金の適用拡大は絶対に行わないこと。(継続要望)

4. 労働対策

- (1) **人材確保について**
今後の少子高齢化の影響で労働力の減少が予想される中、中小企業が若年、高齢者や女性、障害者等の雇用を積極的に活用推進するため一層強力な支援策を行うこと。
特に、女性労働力の活用促進策の一環として、「託児所」設置への助成等を強化拡充すること。
また、中小企業の現場における繁忙期等の人員確保を円滑に行えるよう、パートタイム労働者に対する所得税・住民税の非課税限度額及び社会保険の適用年収水準を大幅に引き上げること。(継続要望)
「団塊の世代」の大量退職に鑑み、中小企業が経営戦力として活用できるようなシステムづくり、中高年齢者の「求人情報」と「求職情報」をスムーズにマッチングできる支援策を講ずること。
- (2) **人材育成について**
中小企業の従業員や後継者の継続的なキャリア形成を体系的に支援するため、能力開発・教育訓練システムを整備・充実するなど、中小企業に対する人材育成支援を抜本的に強化すること。また、中小企業が中小企業組合等を活用して実施する従業員等の共同教育訓練に対する支援を拡充・強化すること。(継続要望)
- (3) **労働契約法制及び労働時間法制度について**
労働契約法制化と労働時間法制度の見直しにあたっては、中小企業の経営・雇用管理等に重大な影響を及ぼすものであることから、その実態を踏まえ、統一的・画一的なルールで拘束することにならないよう、再度検討すること。(継続要望)
- (4) **最低賃金制度の見直しについて**
現在の産業別最低賃金から地域別最低賃金への見直しに合わせて、全国一律に最賃の底上げの動きが出ているが、これは中小企業を取り巻く依然として厳しい地域の経済事情を無視したものであり、全国一律の底上げは絶対に行わないこと。

5. 金融対策

- (1) **信用補完制度について**
「保証協会と金融機関との責任共有制度」の導入については、中小企業への貸出姿勢や利便性等に悪影響が生じないよう万全の措置を講ずること。
- (2) **中小企業高度化事業について**
金利負担の軽減や各種要件緩和等、環境変化に対応した改善・見直しを行うとともに、借入手続きの一層の簡素化も併せて実施すること。(継続要望)

6. 官公需対策

国及び地方公共団体は官公需法に基づき、中小企業者や官公需適格組合への発注の増大に努めること。

また、公共工事及び公共投資関連予算が削減される中、ここ数年中小企業は受注の減少とダンピング受注により厳しい経営状況に置かれている。ダンピング受注は中小企業経営を危機に陥れ、加えて公共工事の適正な施工の確保を損なうものであり、最低制限価格制度を早急に導入すること。(継続要望)

7. 環境・資源・安全対策

- (1) 環境対策を円滑に推進するためには、中小組合等が実施するゼロエミ事業への支援強化等が重要であり、国及び地方公共団体は設備の導入・技術開発等に対して、予算・金融・税制を始めとする各種支援策を充実・強化すること。(継続要望)
- (2) 国及び地方公共団体は産廃等の最終処分場の建設を促進し、中小企業組合等が共同で産廃等を処理するための設備導入等に対する支援及び廃棄物の収集運搬に係る許可制度や手続きの簡素化等をより一層推進すること。(継続要望)
- (3) 食品加工業者は、食品衛生法改正による企業責務の強化やポジティブリスト制度に対応するためのシステム構築等に多大な負担を強いられており、その対応について支援すること。

8. 中小物流業支援

- (1) 中小運輸業の健全で安定した経営を可能とするため、原油価格の高騰に対応した燃料に係る税率を見直すとともに、高速道路料金の引き下げ等の対策を講ずること。
- (2) 卸売業団地等の組合員の倒産・廃業等によって生じた跡地について、組合員の円滑な入れ替え等ができるようにするため、組合が一時的に買い取る場合の借入金に係る支援措置と共に土地取得に伴う登録免許税や不動産取得税、固定資産税等の大幅な軽減策を講ずること。
- (3) タクシー業界では、平成14年の改正道路運送法の施行以来、新規参入が相次ぎ競争が激化している。短距離の初乗り運賃の低料金化等が進展し、厳しい経営を強いられており、過度な規制緩和の見直しを行うこと。

9. 中心市街地、商店街活性化対策

- (1) 都市計画法の改正により店舗面積が1万㎡を超える大型店の立地が規制されたが、同法の規制を受けない面積1万㎡未満の店舗の出店により競争が激化していることから、地方の実態に合わせて規制対象面積を更に引き下げること。
- (2) 「大規模小売店舗と一体として併設されているサービス施設」及び「設置事業者の責務」については、大規模小売店舗法指針が改定され、新たなガイドラインが示されているが、同指針の運用実効を確保するため、適切かつ強力な指導を行うこと。
- (3) 改正まちづくり3法を活用し、コンパクトで賑わいのあるまちづくりへの取り組みを推進するため、中心市街地活性化協議会の円滑な設立・運営を図るための支援策について万全を期すること。
また、商店街の多様な社会的機能を有効に活用する観点から、商店街環境整備事業、新たな就業機会創出や少子高齢化等の対応事業に取り組む商店街振興組合等に対する支援策を拡充・強化すること。

10. 新連携、ものづくり中小企業への効果的支援対策

- (1) 新連携支援等では、中小企業基盤整備機構の各支部に設置されている「新連携支援地域戦略会議事務局」が支援活動を行っているが、遠隔地にある中小企業者への効果的な対応を行うこと。
- (2) ものづくりの現場を支えてきた団塊の世代が一齐に引退を迎える中で、中小企業が今後もものづくりの優位性を維持するため、技術・技能を世代間、産業間で継承していくための教育・人材育成を社会システムとして整備していくとともに、中小企業組合等を活用した共同教育訓練への支援策を充実すること。

11. 中小企業関係税制対策

中小企業の積極的な事業展開を促進するために税制の改正が不可欠であることから、次の措置をとること。

- (1) 税法における中小法人の定義を中小企業基本法に倣い、資本金3億円とすること。
- (2) 中小法人に対する軽減税率(現行22%)の引下げ及び適用所得範囲(現行800万円まで)の引上げを行うこと。(継続要望)
- (3) 中小企業に配慮した特別措置(国税の特別措置、地方税の特例措置)は継続延長すること。
- (4) 消費税の税率の引上げは行わないこと。(継続要望)
- (5) 環境税の創設(ガソリン1.5円などを想定)は行わないこと。(継続要望)
- (6) 法人事業税の外形標準課税については、中小法人(資本金等1億円以下)への課税対象の拡大は行わないこと。(継続要望)
- (7) 法人税法施行令第133条に定める少額の減価償却資産の損金算入(現行10万円)について、その金額を30万円に引上げを行うこと。
- (8) 中小法人(資本金等1億円以下)の交際費の損金算入限度額(年間400万円までの支出額の90%)の引上げを行うこと。(継続要望)
- (9) 法人税基本通達2-1-39について、ポイントカード、商品券等に係る未引換分の収益計上時期規定の廃止若しくは延長等、同通達の見直しを行うこと。(継続要望)
- (10) 固定資産税の負担軽減措置の強化を行うこと。(継続要望)
- (11) 事業承継税制について
事業用資産は、企業が継続的に活動していくための必要最低限の基盤であり、一般の財産とは性格を異にするものである。従って、現行の相続税の課税制度を見直し、事業用資産については、事業を継続することを前提として非課税若しくは軽減措置を行うこと。
- (12) 消費税の申告については、通常総会の開催を事業年度終了後3ヶ月以内に招集する旨の定款規定により、法人税及び地方税同様に「1ヶ月納税期限の延長による3ヶ月以内の申告延長の措置」を講ずること。
- (13) 受領書及び領収書に係る印紙税の廃止若しくは非課税金額を大幅に引き上げること。(現行30,000円未満:非課税)

2007年版 中小企業白書の概要

経済産業省・中小企業庁は2007年版中小企業白書を発表しました。本稿ではその概要についてご紹介します。

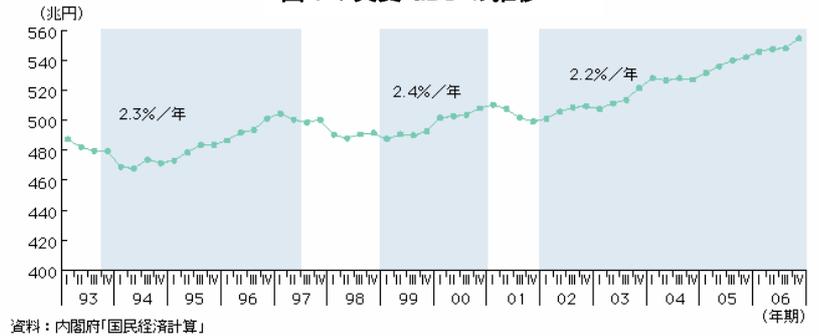
本年は、第1部が2006年度の「中小企業の動向」、第2部は「地域とともに成長する中小企業」、第3部では「経済構造の変化にチャレンジする中小企業」となっており、「地域間のばらつき」、「企業規模間におけるばらつき」の2点にスポットがあてられ、分析等が行われています。

<第1部> 中小企業の動向

2006年度の日本経済の動き

06年度の日本経済は、景気回復期間が継続し“いざなぎ景気”を超える58ヶ月間に達している（実質GDPの推移は図1を参照。）。また、この景気回復は輸出と設備投資に牽引されて拡大している。企業の業況、利益率の推移も同様に回復傾向にあったが、消費の伸びは鈍化する一方であった。

図1. 実質GDPの推移



地域間における産業構造・需要の違いによる景況感のばらつき

日本経済が全体として緩やかに回復する中において、06年度の中小企業の景況感についても緩やかな改善が見られた。02年度の第1四半期を境に、製造業が主導する形で改善していることが見られる（図2）。しかし、大企業における業況判断DIとの差は、今回の景気拡大期間を通じて広がる傾向にある。加えて、資本金2千万円未満の企業を含めた、中小企業1万9千社を対象にした「中小企業景況調査」によると、小規模企業を含めた中小企業全体では、より明確に回復感に遅れが見られる。業況判断DIにおいて、「悪化している」とする企業が、「好転している」とする企業を大きく上回っているだけでなく、DIの改善にも一服感が見られる。

図2. 規模別、業種別業況判断DIの推移

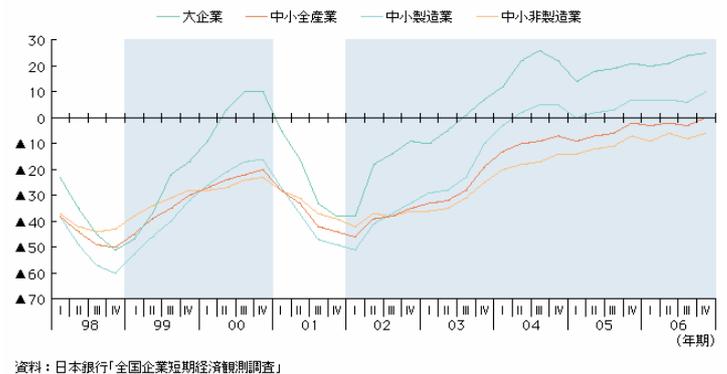


図3. 資本金規模別売上高経常利益率の推移



製造業において、日本全体における建設業と鉱工業の活動状況を02年第1四半期時点と06年第4四半期時点で「全産業活動指数」を用い比較すると、鉱工業が01年第4四半期を境に上昇へと転じたのに対し、建設業の活動指数は今回の景気回復の中でも、低下している。

また、輸出と設備投資に牽引されている今回の景気回復においては、中小企業は大企業に比べると不利である。

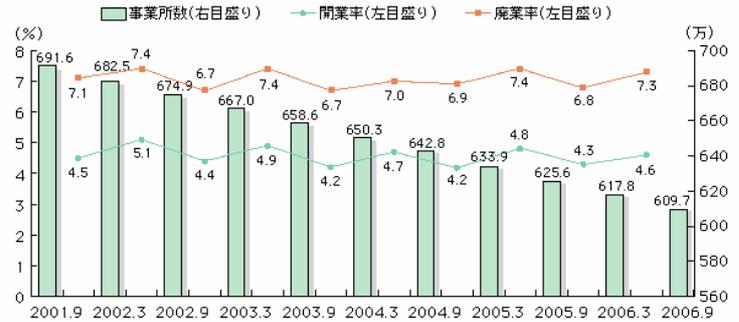
原材料価格の上昇や人件費の増大を転嫁できていないことが、規模別のばらつきの一因となっている可能性がある。加えて、中小企業と大企業では、業種構成に加えて、原材料価格の上昇、人件費の増大を転嫁するための価格交渉力においても大きな差が存在する。また、財務体質は改善してきているものの、金利の上昇によって中小企業の資金繰りが悪化する可能性がある点については、今後も注視する必要がある。

開業・廃業と小規模企業を取り巻く環境

事業所数、企業数共に1991年調査から廃業率が開業率を上回る状況が続いており、事業所数の減少には歯止めがかかっていない。特に、情報・通信や事業活動関連サービスにおいて、タウンページデータベースに基づく開業率・廃業率が高くなっている。また、これまでの調査統計では把握できなかったが、開業率と廃業率は年度の上期が高く、下期が低い傾向が見られる。

小規模企業を取り巻く環境に関しては、事業所数、企業数は減少を続けており、加えて、生産効率は劣っていないにも関わらず、別の要因から退出を余儀なくされている事業所が存在することが確認された。また、1994年からの10年間で事業所の存続状況と就業者数の増減について見ると、特に小規模事業所は、10年間に存在していた事業所のうち、約半数が退出を余儀なくされており、厳しい経営環境化におかれていることが分かる。

図4. 開業率と事業所数の推移



資料：エヌ・ティ・ティ情報開発(株)「タウンページデータベース」により特別集計
 (注) 事業所数及び開業率、廃業率の算出方法については付注1-2-1参照。

<第2部> 地域とともに成長する中小企業

地域資源の有効利用に向けた取り組み

地域に特有の経営資源として、特産品や伝統的に継承された製法、地場産業集積による技術の蓄積、自然などが挙げられる。産地技術型(木製家具類など)、農林水産型(味噌製品類など)、観光型(温泉宿泊施設)が分析対象となっている。

「農林水産型」では、中小企業の商品の方が、大企業の商品よりも高価格帯に存在。5年前との比較でも、大企業の商品が低価格帯商品の割合が増加しているのに対して、中小企業の商品の価格は大きく落ち込んではいない。

市場において高価格帯で販売できている企業は、地域資源を認識している割合が高い。

また、他社との差別化のポイントとして、中小企業が挙げる地域資源は様々である。「産地技術型」では、存在する地域資源の強みがまだ認識されていないところが多い。「農林水産型」、「観光型」では、地域資源を認識している企業の方が、地産地消にとどまる傾向が強くなっており、域外への積極的進出が課題として残っている。

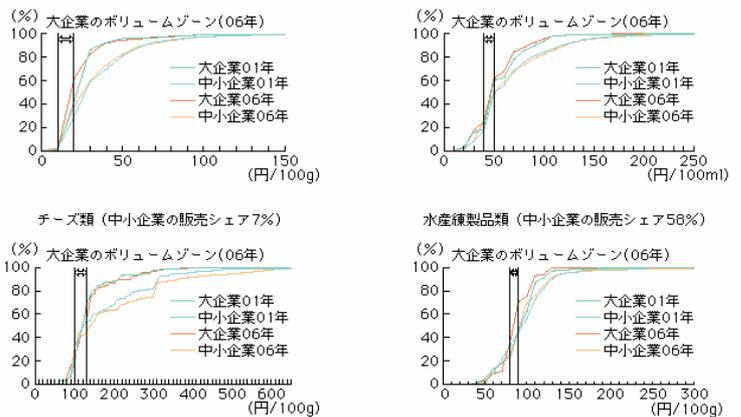
地域を支える中小小売業等、コミュニティビジネスの役割

小売業の販売額は、減少傾向が続いており、特に、売り場面積の小さな企業での落込みが大きい。

業態別販売額で見ると、専門スーパーが伸びる一方、専門店の割合が減少している。

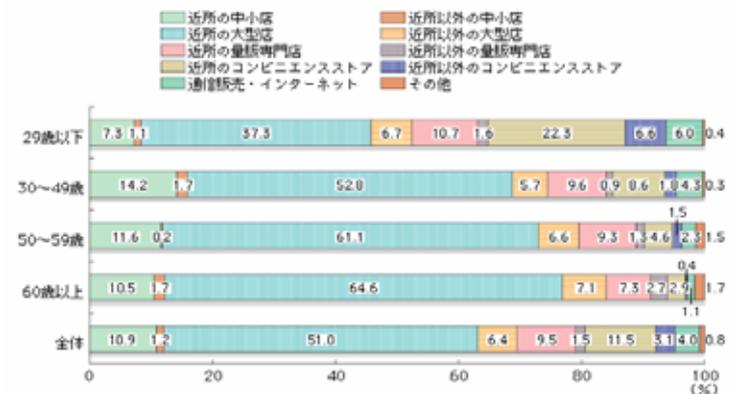
消費者には品揃えに優位性のある大型店が選ばれているが、近所にある中小店は大型店に次いで2番目に多く利用されており、この傾向は都市規模に左右されない。中小店が特に、強みを持つ分野としては、サービス(理美容、クリーニング)や飲食、生鮮食品がある。また、過去5年間に比べて、今後は「安心」「安全」といった要素が重視される傾向にある。加えて、宅配のほか、消費支出の多い高齢層を中心に、1人暮らしの見回り、配食等の付加サービスへの期待が寄せられている。

図5. POSシステムデータによる価格帯別の販売数量の割合



資料：日経メディアマーケティング(株)「日経POS情報サービス」より(株)三菱総合研究所作成
 (注) 大企業のボリュームゾーンとは、大企業の商品が最も売れている価格帯を指す。

図6. 年齢階層別の最も利用する場所・業態



資料：(株)三菱総合研究所「消費者実態アンケート調査」(2006年12月)

<第3部> 経済構造の変化にチャレンジする中小企業

変容する企業間取引構造

日本の製造業の取引構造は、必ずしも上場企業を起点とした系列取引の概念のみで説明できるものではなく、企業間の取引構造は、長期的・固定的なものから、多面的なものへと変化（「メッシュ化」）しつつある。

また、企業の仕入先、販売先は増加傾向にあり、取引構造はますますメッシュ化している。メッシュ化が進展していく中、それに並行して企業同士の情報のやりとりは緊密化する傾向にあり、両者を両立させている企業は売上が堅調に推移している。両者を両立させている企業は、安定した品質を求められる製品の製造や技術交流を行うことによって、他企業と製品の差別化が行えているものと考えられる。

この「メッシュ化」の進展については、経済全体が従来のように右肩上がりの成長ではなくなった状況の中で、各々の企業が売上高を増加していくための策を講じてきた結果であると考えられる。経済全体の需要が大きく伸びない限りは、こうしたメッシュ化の動きは続くと考えられる。

企業間取引条件が中小企業に及ぼす影響

日本において取引構造がメッシュ化が進展し販売先が多様化することは、価格決定や取引条件の書面化などに関しては中小企業にプラスの影響を与えている場合が多いが、技術・ノウハウや知的財産の保護といった観点では中小企業に対してマイナスに作用する可能性が高いことが明らかになった（図7、図8参照）。さらに、販売先の多様化により、企業間信用取引において、サイトの長さを考慮した価格設定が広まっていく可能性が高まることも示唆された。

また、重要であるにもかかわらずあまり明確化されていない取引条件があること、生産後の型や補給品に関する条件が受注側に不利なものである場合が多いことなど、一方向に不利な取引慣行が存在している事実も顕在化した。このような取引慣行については、早急に改善を図っていく必要がある。

図7．販売先数の変化と書面化の割合との関係

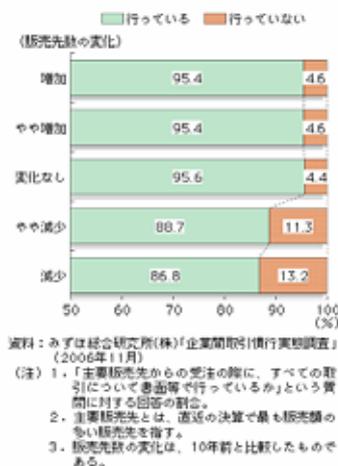
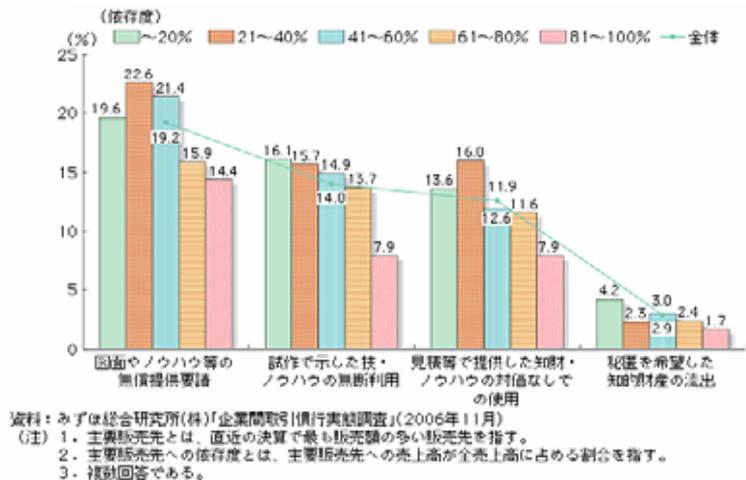


図8．技術流出経験の有無（主要販売先への依存度別）



<まとめ> 新しい中小企業像の形成に向けて（全文抜粋）

これまでの分析では、2006年度の中小企業の景況や開廃業の現状などを概観すると共に、地域と中小企業の関わり、経済構造の大きな変化と中小企業との関係、という2つのテーマについて述べてきた。

地域間・企業規模間のばらつき

今回の分析における議論の出発点は、「我が国企業の業況が全般として回復する中で、地域や中小企業にその利益が行き渡らないのはなぜか」という視点である。大企業と中小企業の間や、地域間で生じている「ばらつき」は何が要因であり、どの程度深刻な問題なのか。今回は、これらについてデータに即して明らかにしようと努めた。

この観点から、例えば、第1部第1章では、主として中小企業が担う消費財関連需要が伸びず、相対的に大企業と関わりが深い設備投資や外需関連の需要が伸びている点、中小企業では価格転嫁が難しい点を示している。その上で、第3部第2章では、中小企業の実際の価格設定行動に焦点を当てて更に分析を行った。その結果を見ると、中小企業であっても、技術力等により商品を差別化できている場合や販路を複数持つ場合に、強い価格交渉力を持つことを示している。

データを用いた分析にとどまらず、第2部、第3部では、中小企業の努力の具体例を多く取り上げた。地域資源の活用成功して、首都圏などの大消費地向けに販路を確保した企業(第2部第1章)、公営バス路線廃止の危機に直面して、より安価で効率的なタクシー配車システムを開始した地域の商工会や大学教授などのグループ(第2部第2章)、販売先を複数にすることによって価格の決定力を自社に確保する歯車製造企業(第3部第2章)は、自らの工夫により「ばらつき」を克服している。

経済構造の変化と中小企業

「ばらつき」に加えて、今回の分析を貫く視点は、「バブル崩壊後に生じた経済構造の変化により、中小企業と様々なステークホルダーとの関係がどのように変化したか」というものである。

中小企業の特徴に、研究開発、製造、販売、資金調達などを自社だけでは行えないという点がある。中小企業には新規販売先の開拓は難しく、これら企業の大半は、直接金融市場における資金調達を行っていない。

このような場合、大企業との系列取引は、中小企業にとって販路確保の有力な手段であった。また、直接市場から資金調達ができない中小企業の大半は、金融機関との良好な関係を維持することで円滑に借入を行おうとする。バブル崩壊前の日本経済においては、系列取引、メインバンクなど金融機関との安定的な関係に基づく資金調達、長期雇用という仕組みが確立していた。中小企業も、取引先企業、金融機関、従業員といったステークホルダーとの間で安定的な関係を築いていたと考えられる。

しかしながら、バブル崩壊後の日本経済においては、これらの安定的な関係にも大きな変化が生じたと指摘されている。長期にわたる経済低迷により企業間の安定的な取引関係が流動化し、不良債権処理に多大なコストを要した金融機関の一部は再編を迫られ、非正規雇用の増大により、長期雇用慣行は以前ほど見られなくなった可能性がある。

果たして、これらの変化は、中小企業にどのような影響をもたらしたのだろうか。今回は、第2部第3章で金融機関との関係、第3部第1章、第2章で取引を通じた企業間の関係を扱った。加えて、第3部第3章では中小企業における人的資本の蓄積に生じた変化を取り上げた。これらの章における分析からは、近年の経済構造の変化に伴って、大きな変化が生じた部分と、変化が期待されながら未だ生じていない部分が見られる。

第3部第1章では、中小企業において「メッシュ化」は現実起きており、取引先企業数が増加している。一方、メッシュ化によって滞るとの懸念のある取引先との情報流通については、取引先の増加と同時に情報のやり取りが増大しているとの結果が得られている。また、長期継続的な取引は減少したが、重量取引をはじめとする従来の取引慣行の残存により、技術が価格に適正に転嫁されないといった状況も見られる。

同様に、金融機関との関係を調べた第2部第3章においても、複数取引が主流という構造には変化はないが、金融機関同士の競争の激化から取引行数が増加している。また、規模の大きな中小企業における金融機関への満足度が高まる一方で、小規模企業の資金調達においては金融機関との接触頻度が大きく低下しているとの変化が見られる。

人的資本形成については、1990年代以降の雇用のリストラを通じて、キーパーソンやプロデューサー型人材など経営を支える人材が中小企業から失われている上、近年の労働市場逼迫によって、中小企業がますます優秀な人材を確保しにくくなっているとの変化が見られる。

新しい中小企業像の形成に向けて

我が国における中小企業430万社は、日本経済の雇用の約7割を占めており、その重要性は誰もが認めるところである。しかしながら、どのような中小企業が存在するのかを把握することには技術的な難しさがあるのも事実である。今回の分析では、従来とは異なるデータ、切り口から、これまで見えなかった中小企業の姿や、企業間の取引構造の姿を明らかにできたと考えている。具体的には、エヌ・ティ・ティ情報開発「タウンページデータベース」、東京商工リサーチ「企業関連データベース」など、従来の中小企業白書では利用されていなかったデータベースを新たに用い、広範かつタイムリーな開廃業の状況や、個別企業間の取引関係をベースにした巨視的な取引構造といった、これまでにない切り口での検討・分析を行った。

こうした知見から、新たな中小企業に関する像が蓄積され、国民全体の中小企業に対する理解が進むと共に、よりの確な中小企業施策の立案が可能になるものと考えている。

商店街個店支援成果報告～商店街活性化は個店の魅力向上が決め手！～

昨年度、本会では、「魅力ある商店街の実現には、その商店街が真に消費者に支持される魅力ある個店の集積でなければならない」との考えのもと、商店街を形成する個店の魅力向上、商店街の活性化手法の習得に向け、講習・研修、個店の売場での実地指導等を、岩手県商店街振興組合連合会事業として、北上市十字路商店街振興組合連合会、北上市、北上商工会議所等の協力を得ながら実施しました。また、市の独自事業として実施された奥州市では一昨年度に引き続き個店支援事業をサポートしました。

今回は、これらの事業で実施した商店街個店支援の成果についてご報告いたします。

水沢商店街繁盛店創出事業の成果

昨年度、水沢商工会議所では水沢区中心商店街における個店の魅力向上を図るため、水沢商店街繁盛店創出事業を実施。本会では、水沢商工会議所から支援要請を受け本事業の実施を支援いたしました。

専門家に中小企業診断士 高橋幸司氏を迎え平成18年10月～平成19年3月までの半年間、参加4店舗の皆さんが取り組まれた中から事例をご紹介します。

【事業成果】

事業者自らが考え集客アップ・売上アップのために、そして自信が醍醐味を満喫するために様々な取り組みを行ってきました。

酒屋さんでは、お店に来た方だけではなく外にも出向き積極的にお店のアピールを実施。

伝統工芸品を扱っているお店では、その品物の良さを伝えるために、POPにわかりやすく丁寧に説明をつけ、お客さんが安心して買っていただけるように致しました。また、入りづらいという印象をなくすために店頭「見るだけ歓迎」という看板を置き、客数アップにつなげました。

中国雑貨を扱うお店では、こまめにイベントを開催し、店の認知度アップと固定客の獲得に成果を上げました。

衣料・雑貨店では、店内ニュースとしてお勧め商品の紹介、工夫を凝らしたイベントを実施され、素晴らしい成果を上げました。

【数字で見る成果】

項目	前年同月比伸び率(%)	備考
売上伸び率	113.8	3店平均
客数伸び率	105.2	3店平均
客単価伸び率	108.5	3店平均
売上伸び率1位店	115.6	期間中平均
客数伸び率1位店	108.4	期間中平均
客単価伸び率1位店	111.6	期間中平均
月間売上伸び率1位店	142.3	1月
月間客数伸び率1位店	120.5	2月
月間客単価伸び率1位店	134.2	1月

参加4店舗のうち1店舗は創業1年目のため、前年同月比データなし

【事例（婦人服衣料店の取り組み）】

『丁寧な準備とお客様を楽しませる仕掛けで客数伸び率 **125%**』

衣料品店では、自店の誕生祭を企画。誕生祭はどのお店でも行っている定番のイベント、告知もDMを使用。

客数前年同月対比125%という成果を出せたのは、イベントの中身、DMの内容・届け方を『丁寧』に取り組んだことが成果に結びつきました。

『丁寧』に取り組んだところは、受け取った方が興味を持って読んでもらえるような文章にしたこと、そして顧客のランクにあわせて、2種類のハガキと封筒の使い分けを行った。イベントの中身も、アトラクション要素を強め、買うという行為以外にも楽しめる要素を盛り込み実施。『丁寧』=『ひと手間かける』ということが、前年を大きく超える成果を生み出すことができたポイントでした。



成功店モデル創出・波及事業の成果

通称『ウルトラD北上』と名づけた本事業では、北上市中心商店街に店舗を構える4店舗を対象に、専門家として中小企業診断士 高橋幸司氏を迎え、対面指導・通信指導・参加店舗同士の情報交換会を4ヶ月間に渡り実施いたしました。

専門家の後押しにより、店主自らがお店の魅力向上への方策を考え、改善にむけた取り組みを実践することによって、客数増といった目に見える形での成果につながりました。更に、参加された4店は気持ちの上でも商売の醍醐味を感じることができたのではないかと思います。

以下に、事業実施期間（平成18年11月～平成19年1月の3ヶ月）における個店指導対象店舗の売上・客数の結果と参加店舗の取り組みの一例をご紹介します。



【数字で見る成果】

項目	前年同月比伸び%	備考
売上伸び率	108.2	4店平均
客数伸び率	109.7	3店平均 1
客単価伸び率	95.3	2店平均 2
売上伸び率1位店	124.7	期間中平均
客数伸び率1位店	125.7	期間中平均
客単価伸び率1位店	102.7	期間中平均
月間売上伸び率1位店	139.7	12月
月間客数伸び率1位店	133.7	12月
月間客単価伸び率1位店	113.1	11月

1： 1店舗の客数データが無いため3店平均。

2： 1及び1店舗が売上金額非公表により2店平均。

事業期間における参加店舗の取り組みの一例

『北上市諏訪町：扇屋（婦人服小売）』

「洋服が好きな方の家を想像してみてください。」との専門家の問いかけに対し、同店は「着なくなった洋服がタンスの中に沢山あるのではないか」との仮説を立て、婦人服の下取り企画を実施しました。結果、来店客数・売上を大きく伸ばすことができました。下取りした洋服を福祉団体に寄付することで社会貢献にもなり、洋服を持ち込んだ多くの顧客にも、タンス・クローゼットが整理され、非常に喜ばれました。この企画の成功は、家族従業員の協力により、丁寧な看板・DM・接客・店内装飾等を行った結果です。

手作りの店頭看板
レンガの重しを風呂敷で包むといった工夫も・・・



これから決算を迎える組合の改正組合法対応について

平成19年4月1日より改正組合法が施行されました。これから決算を迎える組合(3月末決算以外の組合)が対応すべき主要な事項につきまして紹介します。なお、詳細につきましては、6月上旬に送付しています「新しい中小企業組合制度の概要」等をご参考いただくか、本会までお問い合わせ下さい。

1, 総会招集手続き (「新しい中小企業組合制度の概要」 p 15 参照)

今回の改正により、決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類、事業報告書及び監査報告を、通常総会の通知とともに組合員に提供しなければならない。組合は、通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所(従たる事務所へは写し)に備えおかなければならない。とされました。

よって、総会開催までの手続きが変更になっておりますのでネクサス2007年3月号、又は「新しい中小企業組合制度の概要(p16~p17)」等参考に手続きを行って下さい。

2, 総会議事録 (ネクサス2007年5月号参照)

新様式の総会議事録にて作成して下さい。

3, 理事会議事録 (ネクサス2007年5月号参照)

新様式の理事会議事録にて作成して下さい。

4, 監査報告書 (「新しい中小企業組合制度の概要」 p 38 参照)

新様式の監査報告書にて作成して下さい。

5, 理事・監事の任期 (「新しい中小企業組合制度の概要」 p 3 参照)

これから決算を迎え、通常総会を開催する組合で、本年度が役員改選となっている組合においては、この改正組合法が適用になります。

従いまして、今回の通常総会では、理事2年以内、監事4年以内にて任期を決定し、役員改選をする必要があります。(理事が3年任期の組合は、2年以内に定款を変更する必要があります。)

本年が、役員改選期でない組合においては、現在の任期が満了する年度に、任期を決定することでかまいません。任期変更の定款変更の時期は、任期途中、任期満了時それぞれの段階で変更が可能です。任期途中での任期変更は、停止条件付きで変更可能となります。

6, 監事の権限 (「新しい中小企業組合制度の概要」 p 10 参照)

監事の権限強化に伴い、業務監査権限を付与することが可能となります。

ただし、業務監査までに権限を拡大する場合は、その時点で監事の任期が終了します。したがって、この場合は、監事の任期は4年以内にて決定し、監事の改選が必要となります。(現在の定款では、監事の権限は、会計に関する監査に限定されている)

7, 理事、監事ごとの役員報酬の設定 (「新しい中小企業組合制度の概要」 p 39 参照)

理事と監事の報酬は、それぞれ区分し、総会の議決を経るか、定款へ記載することが必要となりました。

(理事の報酬) 総会の議決を経て決定する場合は、

報酬の額が確定している場合は、その額を示し、「理事報酬総額 円以内、監事報酬総額 円以内とする」

報酬の額が確定していない場合は、その算定方法を示す

報酬等の内金銭でないものについては、その具体的内容を示す

(監事の報酬) 2人以上いる場合の各人の報酬額は、報酬が定款の定め又は総会の決議がないときは、定めた報酬の範囲内において監事の協議により定める。

8, 施行規則に基づく決算関係書類、事業報告書、監査報告の作成 (「新しい中小企業組合制度の概要」 p 21 参照)

主務省令(施行規則)に基づき作成されることが義務づけられ、具体的な作成規準が定められました。(これまで、決算関係書類(財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分又は損失金処理案) 事業報告書、監査報告書については、法令上に特段に作成規準が示されていませんでした。)

ただし、これらの様式は、施行規則に示されておりません。全国中央会が示してきた中小企業等協同組合会計基準等に基づき作成することとなります。

(なお、この会計基準は、今後改定が予定されており、修正される可能性が有ります。)

軽米町

- Town Information -

軽米町は岩手県の最北端に位置し、総面積の7割が山林原野という豊かな自然に恵まれた町です。基幹産業は農林畜産業で、国内でも有数の木炭産地でもあります。「雪谷川ダムフォリストパーク軽米」は、森林とダムの持つ美しい景観を活かして造られた水と緑の調和した森林公園で、広さ24haにもおよぶ敷地内には東日本随一の風車展望台や林間広場、テニスコート、キャンプ場が整備されています。また、春には15万本の色とりどりのチューリップが咲き誇り、目を楽しませてくれます。特産品には冷涼な気候を活かして栽培した雑穀の加工品やさるなしのドリンク、ジャムなどがあります。そして、畜産では、プロイラーが多いことが知られていますが、美

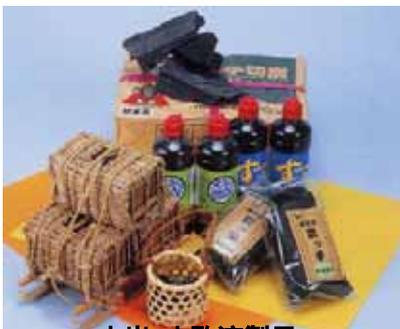
雑穀の里

軽米町は、昔から雑穀の栽培が盛んな地域であり、無農薬栽培された雑穀は最近、安全・安心な健康食品として注目されています。軽米町では雑穀を活用して地域の活性化、雑穀文化の掘り起こしを行っており、雑穀文化を活用した滞在型「ミレットパーク」では、雑穀の歴史を見たり、地元のそば粉を使ったそば打ち体験や手打ちそばを味わうことができます。

また、昨年9月に国の構造改革特区認定で、特産のアマランサス、アワ、キビなどの雑穀を主な原料としたどぶろくの製造を盛り込んだ「軽米町ミレットアグリ文化再生特区」を申請し、同11月認定となりました。本年12月ぐらいには、国内でも珍し

産業振興と地域の活性化のために

軽米町は、木炭を核とした緑資源の利活用による産業起こしと森林の総合的利用地域の活性化を図るため、県北の九戸高原地域の市町村および(社)岩手県木炭協会が連携し組織された「日本一の炭の里づくり構想推進協議会」にも所属しその事務局は軽米



木炭・木酢液製品

町に置かれています。協議会では県内外を問わず各地のイベントなどにおいて木炭の性質を活かした新用途などの販路拡大へ繋がるPRを行っています。

また、平成18年4月に町内中心部にオープンした軽米町物産交流館は、町の物産や特産品の展示・販売所、バス待合室、トイレ、駐車場を備えており、市日や商店街に訪れた買い物客の休憩所や、交流のできる憩いの場としてご利用いただけます。

ほかにも、同町内の東北自動車道軽米ICそば

メモ 人口 11,266人 面積245.74km²
URL <http://www.town.karumai.iwate.jp/>

しい霜降りで柔らかくコクがあると高い評価を得ている“軽米黒毛和牛”もあり、町内の「ミルみるハウス」で味わうことができます。

雪谷川ダムフォリストパーク軽米のチューリップ



い雑穀のどぶろくが軽米町内の旅館で飲めるようになります。町では、この「どぶろく特区」効果により、農業や観光などの地域産業を活性化させることで、若者の都市部への流出や遊休農地増加の歯止めをねらいます。



雑穀商品の数々

に工業団地を造成し、企業立地誘致へも力を入れています。工業団地は、軽米ICから1kmの近さで、工業都市・八戸市までは約20km、八戸港まで約27km、三沢空港まで約43kmと、共に車で1時間以内と高速で大量輸送も可能な将来性豊かな工業団地です。また、立地企業へは固定資産税免除や補助金などの優遇措置を講じています。

団地概要

所在地	軽米町大字軽米第16地割字尾田地内
面積	総面積：7.6ha 工場用地：3.3ha 分譲可能面積：2.4ha
分譲予定価格	3,000円/m ²

優遇措置

	適用基準	措置範囲
課税免除	投下固定資本額 2,700万円超(新增設)	固定資産税 (3年間)
奨励金	投下固定資本額 500万円超(新增設)	固定資産税相当 額(3年間)
	従業員25人超(新設) 35人超(増設)	

補助金等詳細については同町までお問合せください。
(軽米町 TEL:0195-46-2111(代)FAX:0195-46-2335)

平成19年度 中小企業向け県単融資制度のご案内

資金の種類	貸付対象者	資金使途	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	貸付利率	保証料率	保証人・担保	申込先等	取扱金融機関
商工観光振興資金	中小企業者	設備資金 運転資金	設備 1億円以内 運転 5,000万円以内	設備15年以内(2年以内) 運転10年以内(1年以内)	貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.1%以内 3年超10年以内 年2.3%以内 10年超15年以内 年2.5%以内	無担保 年0.5~1.6% 有担保 年0.4~1.5% セーフティネット 保証 年0.7%	第三者保証人は不要 担保は取扱金融機関の 所定の条件	取扱金融機関 商工会議所、商工会の認定後、 取扱金融機関 (緊急の場合は取り扱い金融機関)	普通銀行 信用金庫 商工組合中央金庫
中小企業 経営安定資金	経営の安定に支障を生じている中小企業者	運転資金	8,000万円以内 (経営安定助成資金は別枠で 8,000万円以内)	運転15年以内(3年以内)	貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.1%以内 3年超7年以内 年2.3%以内	無担保 年0.5~1.5% 有担保 年0.7%	第三者保証人及び担保は 不要 必要としない	商工会議所、商工会 (緊急の場合は取扱金融機関)	普通銀行 信用金庫
小口 事業 資金	普通小口 特別小口	中小企業者 従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)の 会社、個人 所得税、事業税等の完納者が保証義務の高い 会社、個人	1,250万円以内 1,250万円以内	設備7年以内(1年以内) 運転5年以内(1年以内)	貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.1%以内 3年超7年以内 年2.3%以内	年0.5~1.5% 年0.7%	第三者保証人及び担保は 不要 必要としない	商工会議所、商工会 (緊急の場合は取扱金融機関)	普通銀行 信用金庫
創設中小企業 支援資金	中小企業創設法の認定を受けた中小企業者(創業者 含む)	設備 7,000万円以内 運転 5,000万円以内	設備・運転 10年以内(2年以内)	貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年1.9%以内 3年超10年以内 年2.1%以内	無担保 年1.0% 無担保無保証人 年1.3%	無担保 年0.5~1.6% 有担保 年0.4~1.5%	第三者保証人は不要 原則として無担保	県知事から創設法の認定を受け た後、取扱金融機関	取扱金融機関
県北・沿岸部 中小企業振興 特別資金	県北・沿岸部地域の中小企業者で雇用の増加、事業 拡大、新分野への進出等に取り組む企業	5,000万円	設備・運転 15年以内(3年以内)	貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.1%以内 3年超10年以内 年2.3%以内 10年超15年以内 年2.5%以内	無担保 年0.5~1.6% 有担保 年0.4~1.5%	無担保 年0.5~1.6% 有担保 年0.4~1.5%	第三者保証人は不要 原則として無担保	取扱金融機関	取扱金融機関
いわて 起業 家 育 成 資 金	育成資金 創業資金	資格、勤務経験等を生かし県内で新たに開業しよう とする者(いわて起業家大学・大学院、創業塾の修 了生を含む) 資格、勤務経験等は無いが県内で新たに開業しよう とする者 これから開業しようとする個人・法人 開業5年未満の個人・法人	設備 4,000万円以内 運転 2,000万円以内 1,000万円以内で自己資金の 額以内 2,000万円以内(情報技術/環 境関連と認められる場合は、 3,000万円以内)	設備15年以内(2年以内) 運転10年以内(1年以内) 設備7年以内(1年以内) 運転5年以内(1年以内)	貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.1%以内 3年超10年以内 年2.3%以内 10年超15年以内 年2.5%以内	無担保 年0.5~1.6% 有担保 年0.4~1.5% 無担保無保証人 年0.7% 無担保有保証人 年0.5~1.6%	第三者保証人は不要 原則として、商工会議所、商工会 又はいわて産業振興センター	普通銀行 信用金庫 商工組合中央金庫	
中小企業 災害復旧資金	災害救助法の適用を受けた市町村区域(知事が特に 認める罹災市町村区域を含む)において、事業所等 が罹災した中小企業者	1,000万円以内	設備・運転 10年以内(3年以内)	貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年1.7%以内 3年超10年以内 年1.9%以内	無担保 年0.5~1.6% セーフティネット 保証年0.7% (県が保証料を補給を行う)	無担保 年0.5~1.6% 有担保 年0.4~1.5%	第三者保証人及び担保は 不要	罹災証明書の交付、市町村・商工 会議所・商工会の確認を受け た後、取扱金融機関	取扱金融機関
企業立地促進資金	誘致企業及び県内企業で工場等を新設又は増設す る者	設備資金	3億円以内(拠点工業団地5億 円以内、知事の承認で10億円 以内、特定区域における産業の活 性化に関する条例第4条第1項 の規定による指定を受けた特定 区域内にあつては20億円以 内)で所要資金の80%以内	設備15年以内(3年以内)	貸付期間に応じ次のとおり 10年以内 年1.8%以内 10年超15年以内 年2.0%以内	無担保 年0.5~1.6% 有担保 年0.4~1.5%	第三者保証人は不要 担保は取扱金融機関の 所定の条件	県企業立地促進基金を 経由して取扱金融機関	岩手銀行、東北銀 行、北日本銀行、 信用金庫、商工組 合中央金庫
ひとにやさしい まちづくり推進資金	不特定多数の県民が利用する民間の公共的施設を 設置・管理する方	設備資金	50万円から1,000万円以内 (特例5,000万円以内)	設備10年以内(1年以内)	貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年1.2%以内 3年超10年以内 年1.4%以内	無担保 年0.4~1.5% 有担保 年0.3~1.4%	第三者保証人は不要 原則として無担保	取扱金融機関	岩手銀行、東北銀 行、北日本銀行、 信用金庫
いわて産業 経営革新特別資金	建設業者で、新分野への進出や新技術の開発等経営 革新に意欲的に取り組む者(新たに事業を開始して 5年未満の者に限る)	設備資金 運転資金	設備 5,000万円以内 運転 3,000万円以内	設備15年以内(3年以内) 運転10年以内(2年以内)	貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.1%以内 3年超10年以内 年2.3%以内 10年超15年以内 年2.5%以内	無担保 年0.4~1.5% 有担保 年0.3~1.4%	第三者保証人は不要 原則として無担保	取扱金融機関	岩手県信用保証協 会と覚書を締結し た普通銀行、信用 金庫、商工組合中 央金庫

「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が決算書類を作成したことを確認できる場合には、上記の保証料率から年0.1%の割引となります。

貸付を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び岩手県信用保証協会の保証審査を経ることが必要となります。

【お問い合わせ】 商工労働観光部 経営支援課 金融担当 Tel 019-629-5542 (所管資金：商工観光振興資金、中小企業経営安定資金、小口事業資金、創設中小企業支援資金、県北・沿岸部中小企業振興特別資金、いわて起業家育成資金、中小企業災害復旧資金)
商工労働観光部 企業立地促進課 Tel 019-629-5565 (所管資金：企業立地促進資金) 保証課 止部 地域課 課長 指導生保担当 Tel 019-629-5438 (所管資金：ひとにやさしいまちづくり推進資金)
県土整備部 建設技術課 Tel 019-629-5954 (所管資金：いわて産業経営革新特別資金)

【県単融資制度に関する情報】 岩手県商工労働観光部産業振興課HP (<http://www.pref.iwate.jp/~hp0403/>) 資金メニュー及び貸付利率等については、変更する場合がありますので、HPにて確認願います。

中小企業組合における通常総会の招集時期の変更について

組合法改正に係る決算から通常総会開催までの手続きにつきましては、当月のネクサス記事でも掲載しておりますし、これまでもご案内をさせていただいておりますが、ご承知の通り、改正前と比較し決算から通常総会開催まで長い期間を要する可能性が高くなりました。これらの事情を鑑み、通常総会の招集時期の変更について、以下のとおりご案内させていただきます。なお詳細につきましては、本会までお問合せください。

各組合における定款変更の手続き（総会の議決・行政庁の認可）を経て、定款を変更すれば、事業年度終了の日から3ヶ月以内の通常総会の開催も可能であり、税務申告については、申告期限の1ヶ月延長の特例を受け、3ヶ月以内に申告することも可能です。

従いまして、来年度以降、決算関係書類の作成に十分な時間を割くためには、通常総会の招集時期について定款変更を行い、その事業年度終了の日までに申告期限の延長の特例の申請を行うことにより対応できます。

<参考>

1. 中小企業組合における通常総会は、毎事業年度1回招集しなければならないが、法律は2ヶ月以内に招集することを求めておらず、各組合の定款の規定に従って行われているものである。
2. 法人税法では、法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、確定申告を提出しなければならないこととされているが、法人が確定申告書を2月以内に提出することができない常況にあると認められる場合には、所轄税務署長は、その法人の申請（税務手続の案内は、http://www.nta.go.jp/category/youshiki/houjin/annai/1554_12.htm）に基づき、確定申告書の提出期限を原則として1月間延長することができる（法人税法第75条の2）。
確定申告書の提出期限が延長されると、納付期限も延長されるが、本来の提出期限から、その延長された期限までの間の法人税の未納期間については、利子税が課されることとなる。申告実務においては、本来の提出期限内に法人税の本税相当額を納付することにより、実質的に利子税の負担を回避することが可能となる。
3. 地方税である法人事業税についても、都道府県に対する同様の手続きが必要である。（地方税法第72条の25項第3項ほか）
4. 消費税については、納付期限の延長の措置は認められていない（消費税法第45条）。

/// 第59回中小企業団体全国大会開催のご案内 ///

第59回中小企業団体全国大会が、「連携、創造、発展」をキャッチフレーズに下記のとおり開催されます。本会では、今回も全国大会参加ツアーを企画し、後程ご案内の予定でございますので、その際は多数のご参加をお願いいたします。

記

日 時：平成19年10月25日（木）午後1：30～4：00

場 所：国技館（東京都墨田区横綱1-3-28）

規 模：約3,000名

大会参加費：4,000円（お一人）

そ の 他：開催要綱は、同封のパンフレットをご覧ください。

(財)日本産業廃棄物処理振興センターより

電子マニフェスト普及促進キャンペーン(第2弾)!! のお知らせ

- 平成 19 年 6 月 30 日までに加入すると加入料が**無料**になります -

電子マニフェスト制度は、事務の効率化、法令遵守(コンプライアンス)、データの透明性等の観点から大きなメリットがあります。

環境省が実施した産業廃棄物処理業優良化推進委員会により取りまとめられた「電子マニフェスト普及促進方策」(平成 17 年 3 月)において、平成 20 年度の普及率を 30%とする目標が定められ、更に内閣総理大臣を本部長とする IT 戦略本部において決定された「IT 新改革戦略」(平成 18 年 1 月 19 日)においても、平成 22 年度には普及率を 50%とする目標が定められております。

このため、目標達成には急速な加入数の増加が必要となっていることから、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターでは、加速的な加入促進を図るため、加入料を無料とする普及促進キャンペーンを実施しています。

この期間に、是非、本特典をご利用いただき、電子マニフェストにご加入いただきますようご案内申し上げます。

普及促進キャンペーン(第2弾)

- ・実施期間 : 平成 19 年 4 月 1 日～平成 19 年 6 月 30 日
- ・対象者 : 上記期間中の加入者及び上記期間中の加入申込者
(期間内消印のある加入申込書は対象とします)
- ・特典 : 加入料が無料となります。

(注1) 本キャンペーンによって加入していただいた場合、「加入料」は無料となりますが、「基本料」及び「使用料」はお支払いいただきます。

(注2) 本キャンペーンによって加入していただいた場合、利用開始時期は、遅くとも「平成 19 年 12 月 31 日」までとさせていただきます。なお、加入申込書に記載された「利用開始希望日」から課金されます。

電子マニフェストに関する詳細な情報は、JWNET ホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

[ホームページアドレス] <http://www.jwnet.or.jp>

[E-Mailアドレス] info@jwnet.or.jp

お問い合わせ先:(財)日本産業廃棄物処理振興センター

情報処理センター 管理部

TEL:(03)3668-6513

FAX:(03)3668-7323

組合設立動向

創進いわて企業組合	理事長	長谷川 清美	出資金	50万円
団塊世代の大量退職により、多くの人材が第一線から退き、労働人口の減少、技術力の低下が懸念される状況を打破するため、団塊世代が有する経験・ノウハウを活用し、今後活用していく場を創出することを目的として設立。	住所	盛岡市	組合員	5名
	事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地、住宅、建物等のリフォーム工事 ・ 日配品、建設機械等の営業代行 ・ 葬祭返礼商品の販売 		

景況感は総じて横ばい(平成19年4月)

全体の概要

前月に続き、天候不順の影響から、商店街や小売業の多くは、季節商品の売上が低迷を続け、収益が悪化するなど特に非製造業を中心に景況感の悪化が目立った。一方、製造業の多くもコストダウン要請や原材料価格の高止まり等により収益の悪化が発生している。全体の景況DI値は34と、依然低水準であり、県内中小企業の経済環境は総じて厳しい状況で推移している。

主な業界及び地域組合等の動向

菓子製造業

天候不順だったこともあると思われるが、依然として、消費に力強さは感じられない。売上も対前年を下回っている。

漬物製造業

ゴールデンウィークを控えて、スーパーの特売が多く見られ、また、木の芽時による山菜需要で、山菜がらみの漬物の売上は前年より良かった。但し、漬物の1個の単価は抑えられるため、増収増益とまでは言えない状況であった。

木材・木製品製造業

原木、素材の需給バランスの調整が、難しくなっており、これに関する調整機関の創設が不可欠。

生コンクリート製造業

今月の全県での出荷量は対前年比20%減で厳しい状況。特に県央地区は50%減で深刻。これは昨年の反動でもあるが、それに比べ、沿岸地区、久慈地区(同3倍)及び県北地区(同1.5倍)が公共事業等の影響でプラスとなっている。

一般機器製造業(花巻市)

新年度に入り、コストダウン要請が厳しくなってきた。材料費の高騰が続いている。

水産物卸売業

4月の水産物取扱高は取扱量で1,693トン(前年同月比4.4%減)。取扱金額では1,433百万円(前年同月比6.0%減)となり、量・金額とも前年を下回った。

商店街(盛岡市)

4月に入り、肌寒い日々が続く、衣料品を中心に、売上減少となった。消費そのものも抑制傾向が強まっており、春咲きフェスタの販促事業も参加店の増えた分伸びたものの、業種により波があった。全体的に車での来街が減少している。

各種商品小売業(盛岡市)

4月上旬のスプリングセールにより、一時的に賑いがあったが、総体的には売上高・来店客数共に不振。

自動車整備業

自動車整備の仕事量は、小型車は前年並み。大型車は、県北・沿岸が減少。中部・県南は微減。車両販売のウェイトの高い整備工場程苦戦をしている。

道路旅客運送業(盛岡市)

業界の売上高は、年度及び月により多少の凹凸は見られるものの、平成14年以降、常に減少傾向を示している。この理由の一つは、特に、平成14年2月1日施行の改正道路運送業法による規制改革の影響が大きい。

前年同月(平成18年4月)との数値の比較

18年4月の景気動向

	売上高			収益状況			資金繰り			業界の景況		
	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化
製造業	5	8	9	2	11	9	1	15	6	3	12	7
非製造業	8	11	19	2	17	19	0	27	10	2	18	18
計	13	19	28	4	28	28	1	42	16	5	30	25

DI値 33

19年4月の景気動向

	売上高			収益状況			資金繰り			業界の景況		
	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化
製造業	6	6	8	1	12	7	1	15	4	2	13	5
非製造業	2	13	21	1	18	17	0	28	8	0	20	16
計	8	19	29	2	30	24	1	43	12	2	33	21

DI値 34

平成 19 年 春の叙勲と褒章 (組合関係)

～ 栄えある受賞おめでとうございます～

	旭日双光章	佐々木 豊 氏	岩手県造林事業(協)理事
	瑞宝単光章	小野 吉助 氏	岩手県板硝子商工(協)理事

～ 岩手県中小企業青年中央会 30 周年記念式典開催のお知らせ～

岩手県中小企業青年中央会は、昭和 52 年 2 月「岩手県中小企業団体青年中央会」として創立し、今年創立 30 周年を迎えます。

青年中央会では、創立 30 周年を記念し、これまで歩んできた歴史と変遷を振り返るとともに、今後の更なる活動内容の充実を図るため、岩手県中小企業青年中央会創立 30 周年記念式典・記念講演・祝賀会を下記の日程にて開催いたします。なお、記念式典には岩手県知事達増拓也様にご臨席いただけることになっております。

ご多忙のところ恐縮に存じますが、万障お繰り合わせの上ご来場賜りますようご案内申し上げます。

と き：7月6日(金)

ところ：ホテル大観(盛岡市繁字湯の館(つなぎ温泉)37-1)

<記念式典> 15:15～16:15

<記念講演> 16:30～18:00

・テーマ「メジャーリーグに学ぶビジネス術～勝つための人と組織の活かし方～」

・講 師 MLB アナハイム・エンゼルス 国際編成担当 タック 川本 氏

<祝賀会> 18:30～20:30

【会 員 動 向】

盛岡大通商店街(協)	YOSAKOIさんさ	5/27
	盛岡市大通商店街アーケード内で「YOSAKOIさんさ」が開催された。今年で第10回目を数え、各地から過去最多の40チーム900名が参加し、多くの人たちで賑わった。	

主要日誌 (5月1日～5月31日)

<p>中央会主催事業</p> <p>5/8 組合税務講習会</p> <p>関係機関・団体主催行事への出席等</p> <p>5/14 いわて世界遺産観光推進会議設立総会</p> <p>5/15 盛岡市勤労者福祉サービスセンター評議員会</p> <p>5/17 交通安全対策協議会</p> <p>YOSAKOIさんさ実行委員会</p>	<p>5/18 労使就業支援機構</p> <p>5/21 北上川流域ものづくりネットワーク</p> <p>5/25 労使就業支援機構</p> <p>5/28 再チャレンジ支援連絡会議</p> <p>5/30 (社)岩手県共同募金会第1回評議員会 いわて産業振興センター評議員会</p> <p>5/31 青少年団体等連絡協議会 貸付審査委員会</p>
---	--